

四万十町教育委員会会議録（平成29年6月定例会）

1. 日 時 平成29年6月6日（火）9：00～12：05

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長 川上哲男

教 育 委 員 宮崎正行 中屋建八 大村和志 岡林雅子

事 務 局 教育次長 熊谷敏郎

生涯学習課 課長 林 瑞穂 主査 伊藤 悠人

学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東 孝典

研修指導員 森田杉彦

4. 傍聴者

2名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名 （中屋建八委員）

（4）議題

①議案第1号 「キイレツチトリモチ」を四万十町天然記念物に指定することについて

②議案第2号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●● ●）

③議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

（5）協議事項

なし

（6）報告事項

①四万十町特定教育・保健施設使用料徴収規則の一部改正について

②四万十町特定保育施設利用者負担金徴収規則の一部改正について

③平成29年度全国学力・学習状況調査の自校採点結果について

（7）その他

①四万十町文化的施設検討委員会委員公募要領（案）について

②四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱について

③議事録等について

④次回の日程について

6. 議 事

教育長 : 議題に入る前に、個人情報等を含んだ案件がありますので、その部分については非公開ということにさせていただきたいと思います。

また、議会の開会もされていない中で、議会と関係するようなことも非公開ということで取扱いをさせていただきたいと思います。

非公開については、議案第2号 区域外就学協議の取扱いについて、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて、報告事項で平成29年度全国学力・学習状況調査の自校採点結果について、そして、議会の開会もされていない中で話をしなければならぬ事項を非公開ということにさせていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第1号 「キイレツチトリモチ」を四万十町天然記念物に指定することについて、これを議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いします。

(事務局より、議案第1号 「キイレツチトリモチ」を四万十町天然記念物に指定することについて、説明する。)

教育長 : 議案第1号につきまして説明をしていただきました。このことにつきまして、皆様方からご意見等をいただきたいと思います。

委 員 : 是非、指定していただきたい。それと併せてお聞きしたのですが、2014年12月に発見されて、その後さらに、発見された5日後に確認をされていますが、この3年間の間には、申請はなかったのでしょうか。

事務局 : 何回か確認の作業があったりとか、保護をしていくという部分の柵をしたり、そういう形の話し合いをしたりとか、昨年度についても文化財保護審議会で意見を聞きながら、今回の諮問であって答申という形になっております。昨年度についても文化財として登録するかどうかというところは、文化財保護審議会のほうでも議論をしていた経過がございます。

委 員 : この委員会への諮問は初めてですか。

事務局 : 今回初めてです。

委 員 : これは文化財指定をした後、具体的にどのような保護策が取られるのですか。

事務局 : 今までやっている柵もありますけれど、一応、興津に自生しているということで広く周辺に宣言というか、四万十町天然記念物と指定したということで広報して、四万十町として守っていきますというところを鮮明に出すということが文化財の指定ということになると思います。今後の保護活動についてもある程度、町が関与して積極的に行っていけるということになると思います。

委 員 : 自生地であるがゆえに希少価値があるわけですね。例えば、30年40年後に必ず南海地震が来ると一発で持っていかれるだろうと、そうすると、これを高台の方に移植するとかいうことについては問題があるのですか。

事務局 : 寄生植物ということなので、トベラ等の木の根に寄生することになってますので、寄生先の木がないと「キイレツチトリモチ」というのは自生していかないと思います。トベラというのが、高台に行ってもあるのかどうかというところは今後も専門家のほうに聞いていかないといけないと思いますし、高知新聞のほうに高知県立牧野植物園で初開花ということになっておりますので、一応、移植して、そちらで保護

活動もしていただいているところです。

事務局：「キイレツチトリモチ」については、町有林でありますので、できるだけ公表しないように、今のところは努めてまいりました。というのは、一旦こういうのが話題になりますと、踏み荒らされるということが懸念されましたので、新聞に載ったことはあるのですが、今まではあまり前向いて出さなかったというのが正直なところであります。

今後、天然記念物に指定されますと、しっかりと保護していかなければなりませんので、表示なり、そして保護なり、教育委員会事務局で考えて対応していきたいと思っています。

教育長：ここで小休止とします。

(小休中)

教育長：再開します。

委員：危惧されている地震等の津波があったときに持っていかれるという危険性があるということは、一応、牧野植物園でも努力はされているということと連携をしながらという方向性もあると思いますが、指定する以上は、町としてのそういった場合にどうするか、保護も当然頭の中に入れながら、早急にどのような対策をするかという研究はしておいていただきたいと思います。

事務局：研究してみたいと思います。合法的にいかないといけないと思いますので、その辺も含めて研究してみたいと思います。

委員：例えば、町有地でどこかに持っていくということをいっているが、盗難については興津でできますよね。囲んでいるだけなら、自由に誰でも入っていける訳ですよね。

事務局：そういう心配はあります。ただ、いつもいつも見えるというわけではないので、その時期にはそういう危険性は出てくると思います。

委員：こういう場合については窃盗として訴えるとか、そういうのがあるんですか。例えば、135あるので、もちろん文化財を取っていくので、窃盗になるんだろうけど、こういう植物についてもこれも適用されるのですね。

教育長：ここで、小休止とします。

(小休中)

教育長：再開します。皆様方から他にご意見等はございませんか。

ご意見等他にないようでございます。議案第1号「キイレツチトリモチ」を四万十町天然記念物に指定することについて、ご異議はございませんか。

全委員：はい。

教育長：皆さん承認ということで、ご異議なしということで議案第1号「キイレツチトリモチ」を四万十町天然記念物に指定することについては、可決決定をさせていただきます。

続いての議案第2号、第3号は、非公開ということでご承認いただいておりますので、後ほど議案審議をしていただきたいと思います。

協議事項はございません。

報告事項でございます。①②、関連がございますので、四万十町特定教育・保育施

設使用料徴収規則の一部改正についてと、②の四万十町特定保育施設利用者負担金徴収規則の一部改正についてを一括で報告させていただきます。よろしくお願いします。

(事務局より、報告事項①四万十町特定教育・保健施設使用料徴収規則の一部改正について、②四万十町特定保育施設利用者負担金徴収規則の一部改正について、説明する。)

教育長 : 説明のほうを事務局からしていただきました。
ここで、小休止とします。

(小休中)

教育長 : 再開します。報告事項の①②というところは終わらせていただきます。
③については非公開ということでございます。

その他、皆さんのほうで特に非公開ではなしに何かお話をしなければというところ、お伝えしなければならないところ、事務局の方からはどうですか。

事務局 : 四万十町文化的施設検討委員会ということを4月からご協議いただいております、公募の委員の公募のやり方というものを今、同時進行で協議しております。その内容について、その他という項目で協議をしていただければということで、今から資料をお配りします。

(事務局より、その他 四万十町文化的施設検討委員会委員公募要領について、説明する。)

教育長 : 皆様方からご意見を伺いたいと思います。

委員 : 応募用紙の裏面の応募の動機というのはこのスペースのみということに限るんでしょうか。

事務局 : 一応、このなかまわないと思うんですが、多い分にはかまわないですけど、あまりに少ないといけませんので、これぐらいにして、多い分には別紙という形で付けていただくことも可能だとは思っています。

教育長 : 休憩といたします。

(休憩中)

教育長 : 再開させていただきます。先ほど説明をしていただいた四万十町文化的施設検討委員会委員の公募要領については、次回の会議のほうで要綱とともに皆様方の方にお示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 他には。事務局。

事務局 : その他でもう一つ、文化財のほうの文化財保護事業の補助金交付要綱を改正するにあたっての方向性の確認です。

(事務局より、その他 四万十町文化財保護事業の補助金交付要綱について、説明する。)

教育長 : 休憩といたします。

(休憩中)

教育長 : 再開いたします。四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱というところの説明を事務局の方からいただいたわけですが、これを法制審にかけるにあたり、この要綱で出していくということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : これで法制審のほうにかけさせていただくということでいきたいと思います。

その他ございませんか。それでは、公開とさせていっている議題、他につきましてはこれで終了させていただいて、休憩とさせていただきます。

(休憩中)

教育長 : 再開させていただきます。非公開ということになります。

議案第2号 区域外就学協議の取扱いについて(申請者 ●● ●)、の説明を求めます。

(事務局より、②議案第2号 区域外就学協議の取扱いについて(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : 議案第2号につきまして説明が終わりました。皆様方からご意見を伺いたいと思います。

休憩といたします。

(休憩中)

教育長 : 再開させていただきます。議案第2号 区域外就学協議の取扱いについて(申請者 ●● ●)は、ご異議なきものでありますので、承認をするということで構いませんか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第2号 区域外就学協議の取扱いについて(申請者 ●● ●)につきましては、可決決定をさせていただきます。

続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、③議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : 議案第3号につきまして説明がありました。

休憩といたします。

(休憩中)

教育長 : 再開させていただきます。

それでは、議案第3号 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）は、ご異議がございませんので、皆様方ご承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）は、原案どおり可決決定をさせていただきたいと思います。

次に、報告事項ということになりますが、説明まで休憩とさせていただきます。

(休憩中)

教育長 : 正常に復させていただきます、報告事項の③でございます。非公開としております。平成29年度全国学力・学習状況調査の自校採点結果について説明を求めます。

(事務局より、報告事項 平成29年度全国学力・学習状況調査の自校採点結果について、説明する。)

教育長 : 以上、平成29年度全校学力・学習状況調査の自校採点結果について説明をいただきました。皆さんのほうで何かご意見等ございますか。

休憩とさせていただきます。

(休憩中)

教育長 : 再開させていただきます。報告事項③ということで、平成29年度全国学力・学習状況調査の自校採点結果について報告を終わらせていただきます。

(その他 議事録等について意見交換を行った。)

教育長 : これで、6月定例の教育委員会を閉じます。お疲れ様でした。

(閉会)

7月の定例委員会予定 平成29年7月11日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____